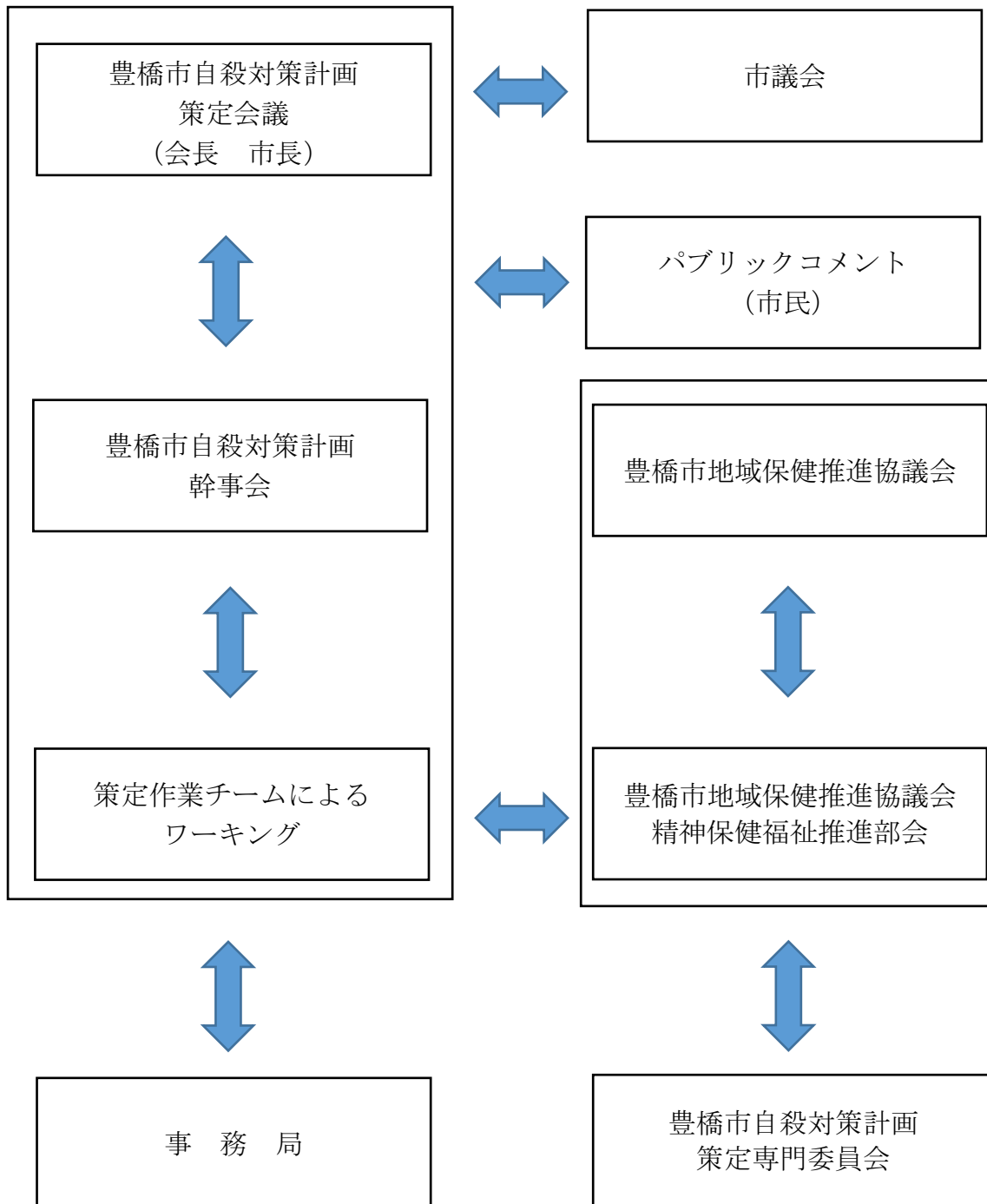


資料編

1 計画策定の体制



2 豊橋市自殺対策計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市自殺対策計画を策定するため、豊橋市自殺対策計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋市自殺対策計画案の策定に関すること。
- (2) その他豊橋市自殺対策計画の策定に関すること。

(策定会議)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、策定会議の会務を総理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 策定会議は、豊橋市自殺対策計画の策定に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて豊橋市地域保健推進協議会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第4条 策定会議の下に、豊橋市自殺対策計画幹事会（以下「幹事会」という。）を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会等は、次の事項を所掌し、幹事長は策定会議に必要な資料を提出する。
 - (1) 豊橋市自殺対策計画に関する調査、検討。
 - (2) 豊橋市自殺対策計画の素案の作成。

(策定作業チーム)

第5条 幹事会に策定作業チームを置き、委員は幹事会の推薦者をもって充てる。

- 2 策定作業チームは、前条2に掲げる事項を円滑に進めるため調査検討し、幹事会等に必要な資料を提出するものとする。

(事務局)

第6条 策定会議、幹事会の庶務は、事務局において処理する。

- 2 事務局は、健康部健康増進課の職員をもって組織する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮

って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

豊橋市自殺対策計画策定会議名簿

役職	職名
会長	市長
副会長	金田副市長
〃	有野副市長
委員	教育長
〃	危機管理統括部長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	文化・スポーツ部長
〃	福祉部長兼福祉事務所長
〃	こども未来部長兼福祉事務所副所長
〃	健康部長兼保健所長
〃	環境部長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長
〃	総合動植物公園部長
〃	市民病院事務局長
〃	水道事業及び下水道事業管理者
〃	消防長
〃	教育委員会事務局教育部長

別表第2（第4条関係）

豊橋市自殺対策計画幹事会名簿

役職	部局名	職名
幹事長	健康部	健康増進課長
副幹事長	こども未来部	こども家庭課長兼 こども若者総合相談支援センター長
〃	教育部	学校教育課長
委員	防災危機管理課	防災危機管理課長
〃	総務部	人事課長
〃	財務部	市民税課長
〃	〃	納税課長
〃	企画部	政策企画課長兼地方創生推進室長
〃	市民協創部	市民協働推進課長
〃	〃	安全生活課長
〃	文化・スポーツ部	「文化のまち」づくり課長
〃	福祉部	長寿介護課長
〃	〃	障害福祉課長
〃	〃	生活福祉課長
〃	健康部	健康政策課長
〃	〃	こども保健課長
〃	環境部	環境政策課長
〃	産業部	商工業振興課長
〃	〃	競輪事務所長
〃	建設部	住宅課長
〃	都市計画部	都市計画課長
〃	総合動植物公園部	動植物公園長
〃	市民病院	医事課長
〃	上下水道局	営業課長
〃	消防本部	消防救急課長

3 豊橋市自殺対策計画策定専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市自殺対策計画を策定するため、豊橋市自殺対策計画策定専門委員会（以下「策定専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定専門委員会は、豊橋市自殺対策計画の策定に向けて、豊橋市地域保健推進協議会精神保健福祉推進部会へ提言を行う。

(組織)

第3条 委員は次に掲げる者及びその構成員等から組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療、福祉に関する職務に従事する者
- (3) 関係団体の構成員
- (4) 学校関係者
- (5) その他代表が必要と認めた者

(代表及び副代表)

第4条 策定専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 策定専門委員会の庶務は、健康部健康増進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定専門委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

豊橋市自殺対策計画策定専門委員会名簿

役職	所属	職名・職種	氏名
委員長	愛知大学 文学部	教授	木之下 隆夫
副委員長	豊橋市医師会精神科医会	会長	小久保 至浩
委員	松崎病院 豊橋こころのケアセンター	院長	竹澤 健司
〃	岩屋病院	精神保健福祉士	長浜 翔子
〃	豊橋技術科学大学 健康支援センター	教授	小島 俊男
〃	豊橋公共職業安定所	上席職業指導官	久米 秀和
〃	とよはし総合相談支援センター	統括相談員	鈴木 陽一郎
〃	豊橋市東部地域包括支援センター	社会福祉士/ 精神保健福祉士	前田 匠子
〃	愛知県精神保健福祉センター	保健福祉課主任	
〃	長寿介護課	課長	
〃	生活福祉課	課長	
〃	こども若者総合相談支援センター	こども家庭課長兼 こども若者総合相談支援センター長	
〃	商工業振興課	課長	
〃	学校教育課	課長	

(順不同、敬称略)

4 計画策定の経緯

年 月 日		主な検討事項等
平成 29 年度	1 月 17 日	○第 1 回豊橋市地域保健推進協議会精神保健福祉推進部会 豊橋市自殺対策計画の策定について説明
	3 月 27 日	○第 1 回豊橋市地域保健推進協議会 豊橋市自殺対策計画の策定について説明
平成 30 年度	4 月 17 日	○第 1 回豊橋市自殺対策計画策定会議 豊橋市自殺対策計画の策定について説明
	4 月 24 日	○第 1 回豊橋市自殺対策計画幹事会 豊橋市自殺対策計画の策定について説明
	5 月 18 日	○第 1 回豊橋市自殺対策計画策定作業チームワーキング 概要の説明、対象グループに分かれ、現状の分析、課題について
	5 月 30 日	○第 2 回豊橋市自殺対策計画策定作業チームワーキング 現状の分析、課題、既存の事業と新規事業について
	6 月 13 日	○第 3 回豊橋市自殺対策計画策定作業チームワーキング 課題、既存の事業、新規事業、豊橋市自殺対策計画（骨子案）について
	6 月 21 日	○第 1 回豊橋市自殺対策計画策定専門委員会 豊橋市自殺対策計画（骨子案）について
	6 月 28 日	○第 1 回豊橋市地域保健推進協議会精神保健福祉推進部会 豊橋市自殺対策計画（骨子案）について
	7 月 2 日	○第 2 回豊橋市自殺対策計画幹事会 豊橋市自殺対策計画（骨子案）について
	7 月 17 日	○第 2 回豊橋市自殺対策計画策定会議 豊橋市自殺対策計画（骨子案）について
	7 月 30 日	○第 1 回政策会議 豊橋市自殺対策計画（骨子案）について
	8 月 13 日	○第 4 回豊橋市自殺対策計画策定作業チームワーキング （個別対応） 豊橋市商工会議所へ事業内容について聞き取り
	8 月 16 日	○第 5 回豊橋市自殺対策計画策定作業チームワーキング （個別対応） 労働基準監督署へ事業内容について聞き取り
	8 月 20 日	○福祉教育委員会 豊橋市自殺対策計画（骨子案）について

年 月 日	主な検討事項等	
平成 30 年度	9 月 12 日	○第 6 回豊橋市自殺対策計画策定作業チームワーキング (個別対応) エキサイティング・シニア・カーニバル、アクティブ・シニア・カーニバル実行委員会へ事業内容について聞き取り
	9 月 25 日	○第 7 回豊橋市自殺対策計画策定作業チームワーキング (個別対応) 学校教育課へ事業内容について聞き取り
	10 月 5 日	○第 2 回豊橋市自殺対策計画策定専門委員会 豊橋市自殺対策計画 (案) について
	10 月 18 日	○第 2 回豊橋市地域保健推進協議会精神保健福祉推進部会 豊橋市自殺対策計画 (案) について
	10 月 23 日	○第 3 回豊橋市自殺対策計画幹事会 豊橋市自殺対策計画 (案) について
	10 月 31 日	○第 1 回豊橋市地域保健推進協議会 豊橋市自殺対策計画 (骨子案) について
	11 月 6 日	○第 3 回豊橋市自殺対策計画策定会議 豊橋市自殺対策計画 (案) について
	11 月 19 日	○第 2 回政策会議 豊橋市自殺対策計画 (案) について
	12 月 17 日	○福祉教育委員会 豊橋市自殺対策計画 (案) について
	12 月 19 日 ～ 1 月 17 日	○パブリックコメント実施
	1 月 25 日	○第 2 回豊橋市地域保健推進協議会 豊橋市自殺対策計画 (最終案) について
	3 月末	豊橋市自殺対策計画策定

5 用語集

あ行

あいち自殺対策総合計画

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、愛知県における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために策定された計画。

悪性新生物

「がん」のことを指し、遺伝子が増殖し、異常細胞が増殖した結果起こる病気。

依存症

特定の物質や行為・過程に対して止めたくても止められない、程々にできない状態。代表的なものに、アルコール・薬物・ギャンブル等がある。自分や家族の健全な社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある。

うつ病

精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状態。脳がうまく働かないので、ものの見方が否定的になり、自分がダメな人間だと感じることもある。そのため、普段なら乗り越えられるストレスもより辛く感じられるという悪循環が起きる。

エジンバラ産後うつ病質問票

産後うつ病のスクリーニング票として英国で開発。

NPO法人ライフリンク

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクのこと。自殺予防や自死遺族ケアなどの自殺対策を行っている全国の団体や個人等に対して、活動促進のために必要な実態の調査や関連情報の提供などを行い、誰も自殺の危機に陥ることなく平和に暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

LGBT

同性愛の Lesbian（レズビアン）と Gay（ゲイ）、両性愛の Bisexual（バイセクシュアル）、心と体の性が一致しない Transgender（トランスジェンダー）の総称で、それぞれの頭文字をとった略語。

か行

学校保健委員会

学校における健康の問題を研究・協議し、健康づくりを推進するために教職員、児童・生徒、保護者等で構成される組織。

ゲートキーパー

自殺の危険サインに気づき、声をかけ、傾聴し、適切な支援につなぎ、見守るという役割を担う人で、「いのちの門番」とも位置づけられる。

健康経営

従業員の健康を重要な経営資源と捉え、積極的に健康増進に取り組む経営スタイルのこと。企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等をもたらし、結果的に業績向上や企業価値向上へつながることが期待される。

権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難な寝たきりや認知症の高齢者や障害者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁すること。

公共職業安定所

職業安定法に基づいて設置される国の行政機関で、職業紹介、職業指導、雇用保険の事務処理など、職業安定法の目的を達成するための業務を無料で行う機関。

国勢調査

日本に居住するすべての人を対象にした、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基本的属性を知るための調査。

国立がん研究センター

日本の国立研究開発法人。国立高度専門医療研究センターの一つ。日本におけるがん征圧の中核拠点として、がんその他の悪性新生物に対する診療、研究、技術開発、治験、調査、政策提言、人材育成、情報提供を行っている。

さ行

産後うつ病

分娩直後の数週間、時には数か月までの時期に見られる強い悲観と、それに関連する心理的障害が起きている状態。

自己肯定感

人と比べて優れているかどうかで自分を評価するのではなく、そのままの自分を認める感覚であり、「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在」だと思えるころの状態。この感覚を持てると、自分を尊重するように、他者や周りも尊重でき、すると他者からも尊重され、お互いに尊重し合える関係がつけられる。

自殺死亡率

人口 10 万人あたりの自殺者数。

自殺総合対策推進センター

平成 28 年（2016 年）4 月の自殺対策基本法の改正を踏まえ、国が地方公共団体に対して、地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化するために設置した厚生労働省の組織。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法第 12 条に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の指針を定めたもの。

自殺対策基本法

我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し、基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。

自殺企図・自殺未遂

自殺企図は、首つり・リストカット・大量服薬など様々な手段により実際に自殺を図って行った行為。自殺企図の結果、生存している場合を自殺未遂という。

自死遺族

家族・親族を自殺により亡くした人。

自主防災会

近所の人たちが協力し合い、「自分たちの町は自分たちで守ろう」という地域の防災活動を行うための自発的な防災組織。

スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導、助言を行う専門家。多くは臨床心理士が従事。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて問題解決を行う。

ストレスチェック

労働安全衛生法の一部改正に伴い平成 27 年（2015 年）12 月より施行。定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげる取組。

性的マイノリティ

LGBT などの性的少数者。

た行

地域自殺対策緊急強化基金

国が地域における自殺対策力の強化を目的に、都道府県を対象に造成した基金。地域の実情を踏まえて地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援に取り組む。

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、3 職種のチームアプローチにより、市民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健、医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設。

D V

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者やパートナーなど親密な関係の人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のみならず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含み、一方が力で支配する不平等な関係。

適応指導教室

心理的な理由で登校できない子どもたちが、体験活動や学習支援を充実することで早期に学校復帰できるよう支援を行うための教室。「とよはしほっとプラザ」という名称で、市内に中央・東・西の 3 か所に設置。

統合失調症

幻覚や妄想といった精神病症状や意欲・自発性の低下などの機能低下、認知機能低下などを主症状とする精神疾患。100 人に 1 人ほどが発症すると考えられており、決して稀な疾患ではない。

とよはし若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15 歳～39 歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う場所。

な行

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とするもの。

認知症

生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態。

は行

発達障害

生まれつき脳の一部の機能に障害があり、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害、学習障害、チック障害、吃音（症）などのいくつかのタイプに分類される。同じ人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため、同じ障害がある人同士でもまったく似ていないように見えることがある。

東三河広域連合

東三河地域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）でそれぞれ行っている事務を一括で処理することで、行政サービスの水準を維持するとともに事務の効率化を図るために、平成 27 年 4 月に発足。

引きこもり

様々な要因の結果として社会的参加を回避し、仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とほとんど交流がない人の状況を指す。厚生労働省は、こうした状態が 6 か月以上続いた場合と定義。

ファミリー・フレンドリー企業

社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう、積極的に取り組んでいる企業。

不登校

文部科学省は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した児童・生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域における住民からの相談対応や援助を行い、社会福祉の増進に努める人。

メンタルヘルス

精神面における健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神保健医療のように精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。

ら行

罹患率

一定期間にどれだけの疾病（健康障害）者が発生したかを示す指標。

わ行

ワークライフバランス

それぞれの人がある仕事に責任を果たしつつ、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和を図り、その両方が充実している状態。

6 相談窓口等一覧

○子ども・若者に関する相談

相談名称等	相談日時等	対象	内容	連絡先
こども・若者総合相談	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 9時～19時 土・日曜 9時～17時	妊産婦、子ども・若者(39歳以下まで)、またその家族 関係機関や支援者	子どもと若者に関するあらゆる相談に応じ、子どもと若者の健やかな暮らし、伸びやかな未来を一緒に考えながら一人ひとりの困りごとに寄り添ったサポートをします	豊橋市こども若者総合相談支援センター ココエール 総合相談受付 0532-54-7830
こども専用相談ダイヤル	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 9時～19時 土・日曜 9時～17時	小学校中学年から高校生	自ら相談できるよう、子ども専用の相談ダイヤルで子どものあらゆる相談に応じます	豊橋市こども若者総合相談支援センター ココエール こども専用(県内無料) 0800-200-7832
就学相談 「にじの子相談室」	【予約制】 月～土曜 (祝日・年末年始を除く) 9時～17時	特別な支援が必要な子とその家族	特別な支援が必要な子の就学・進路等(教育相談員及び心理判定員による面接相談、検査等)	豊橋市教育会館相談室 0532-33-1366
教育相談	【予約制】 月～土曜 (祝日・年末年始を除く) 9時～19時	小・中学生とその家族	教育一般・不登校・いじめ等 (教育相談員・臨床心理士による相談)	豊橋市教育会館相談室 0532-33-2115
就労に関する相談等	火～土曜 10時～17時	15歳～39歳の方(保護者・関係者等からの相談も可)	就労の不安、対人関係、現状や将来の不安、生き方の不安のある若者、退学された方の就労相談	とよはし若者サポートステーション 0532-48-7808

○女性・配偶者等に関する相談

相談名称等	相談日時等	対象	内容	連絡先
女性のための悩みごと 電話相談(女性相談員による相談)	月～土曜 [祝日・第3月曜 (祝日の場合は翌日も)、年末年始除く] 9時～15時	悩みを持つ女性	自分・夫婦・家族のこと、人間関係等、女性の様々な悩みを相談員がともに受け止め、解決の方法を一緒に考えます	女性相談室 0532-33-3098
女性のための悩みごと 面接相談 (女性相談員による相談)	【予約制】 原則毎月第2・4金曜 13時30分～15時40分		生き方やさまざまな悩みごとについて、女性相談員がアドバイスします	豊橋市男女共同参画センター 0532-33-2822
法律相談(弁護士による相談)	【予約制】 年6回 13時30分～15時30分		身のまわりの法律問題について女性弁護士がアドバイスします	豊橋市男女共同参画センター 0532-33-2822
DV相談(専門相談員による相談)	月～土曜 [祝日・第3月曜 (祝日の場合は翌日も)、年末年始除く] 9時～15時	配偶者や交際相手からの暴力・暴言に疑問や悩みを感じている方	配偶者等からの暴力・暴言に対する相談、情報提供等。面接相談も可能 (火、木)	DV相談室 0532-33-9980

○医療・福祉に関する相談

相談名称等	相談日時等	対象	内容	連絡先
医療相談（医療ソーシャルワーカーによる相談）	月～金曜 （祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時	病気を持つ患者とその家族	・医療費、生活費について ・退院後の家庭での療養や介護について ・身体障害者手帳や精神保健福祉手帳等について ・福祉制度について 等	豊橋市民病院 患者総合支援センター内 『医療福祉相談』 0532-33-6111（代）
がん相談	月～金曜 （祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時	がん患者とその家族 地域住民 医療機関等	がん患者さんが、安心して治療、療養できるよう、医療ソーシャルワーカー、看護師ががんに関する情報の提供や相談をお受けしています	豊橋市民病院 患者総合支援センター内 『がん相談支援センター』 0532-33-6290
女性相談	月～金曜 （祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時	女性特有の身体の不調を抱えている方	女性特有の身体の不調を抱えている方に対し、女性看護師が相談に応じます	豊橋市民病院 患者総合支援センター内 『女性相談』 0532-33-6232
保健師による相談	月～金曜 （祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時15分	病気等で悩んでいる方やその家族	病気に関する悩みごと、家庭での療養生活、社会制度の利用に関わることなど、保健師が電話・面接・訪問相談に応じます	豊橋市保健所 健康増進課 0532-39-9145

相談名称等	相談日時等	対象	内容	連絡先
とよはし総合相談支援センターほっとぴあ	月～土曜 (祝日・年末年始を除く) 9時～18時	障害がある方や そのご家族など 関係機関の職員	・障害福祉サービスの利用 方法や情報提供など ・日常生活や 社会生活について ・就労に関する 相談	とよはし総合相談支援 センター ほっとぴあ 0532-56-4111

○消費生活に関する相談・その他

相談名称等	相談日時等	対象	内容	連絡先
消費生活相談 多重債務者 相談 (消費生活 相談員による 相談)	月～金曜 (祝日・年末 年始を除く) 9時～16時 30分	消費生活や借金 等で悩まれる方	商品やサービス に対する苦情や契約に 関するトラブル、 架空請求等の 消費生活全般 及び借金の相談	東三河消費生活総合 センター 0532-51-2305
市民相談(市 民相談員による 相談)	月～金曜 (祝日・年末 年始を除く) 9時～16時30 分	日常生活上の悩 み事を抱えた方	家庭内・近所と のトラブル、相 続や離婚の一 般的な相談	豊橋市役所 安全生活課 0532-51-2300
生活に困窮 する方の生 活相談(職員 による相談)	月～金曜 (祝日・年末 年始を除く) 8時30分～17 時15分	生活に困ってい る方	病気、障害、失 業等により生 活に困ってい る方が、自立し た生活を送れ るよう相談・支 援を行います	豊橋市役所 生活福祉課 0532-51-2313
勤労(解雇 等)生活(相 続等)、金融 (多重債務 等)に関する 相談	月～金曜 (祝日・年末 年始を除く) 10時～16時 【予約制】 第2・4日曜	東三河にお勤 め、お住まいの 勤労者で、勤労・ 生活・金融にま つわることでお 困りの方	勤労(雇用・解 雇等)、生活(不 動産・相続等) や金融(多重債 務等)に関する 相談を行います	東三河勤労者福祉サー ビスセンター 0532-64-7777

相談名称等	相談日時等	対象	内容	連絡先
職業相談・紹介（職員による相談）	月～金曜 （祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時15分	再就職をお探しの方	再就職に関する相談及び職業紹介	ハローワーク豊橋 専門援助部門 0532-81-0376

○こころの不調に関する相談

相談名称等	相談日時等	対象	内容	連絡先
保健師による相談	月～金曜 （祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時15分	こころの病気等で悩んでいる方やその家族	こころの病気に関する悩みごと、家庭での療養生活、社会制度の利用に関わることなど、保健師が電話・面接・訪問相談に応じます	豊橋市保健所 健康増進課 0532-39-9145
こころの健康相談	【予約制】 年24回 13時～15時45分		様々な要因で気分が沈む、眠れない、死について考えるなど、こころの不調で悩んでいる方に臨床心理士が相談に応じます	豊橋市保健所 健康増進課 0532-39-9145
精神保健福祉相談	【予約制】 年6回 13時30分～15時30分		こころの病気などで悩んでいる方や家族の方を対象に、精神科医が相談に応じます	豊橋市保健所 健康増進課 0532-39-9145
思春期精神保健相談	【予約制】 年8回 13時30分～15時30分	思春期におけるこころの病気等で悩んでいる方やその家族	不登校、摂食障害等思春期特有のこころの問題について思春期の方や家族の方を対象に、児童精神科医が相談に応じます	豊橋市保健所 健康増進課 0532-39-9145

相談名称等	相談日時等	対象	内容	連絡先
産業医による こころの健康について の相談	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 10時～16時	50人未満の事業場の従業員	メンタルヘルスに関する相談を行います	東三河地域産業保健センター 0532-45-4911
あいちこころ ほっとライン365	毎日 9時～16時30分	こころの悩みを抱える方	こころの健康に関する電話相談	愛知県精神保健福祉センター 052-951-2881
精神保健福祉相談	平日 9時～12時 13時～16時30分 (面接は予約制)	こころの病気等で悩んでいる方やその家族	精神疾患等、精神保健福祉に関する電話相談・面接相談	愛知県精神保健福祉センター 052-962-5377
名古屋いのちの電話	365日24時間	こころの痛みや孤独の中で悩み、つらい思いを抱える方	こころの痛みや孤独の中で悩み、つらい思いを抱える方の相談	愛知いのちの電話協会 052-931-4343
ひきこもり専門相談	平日 9時～12時 13時～16時30分 (面接は予約制)	ひきこもりの状態にある本人やその家族	電話相談・面接相談	愛知県精神保健福祉センター 052-962-3088
自死遺族相談	第3木曜日 14時～15時30分 (予約は平日 9時～12時 13時～16時30分)	自死で大切な方を亡くされた方	面接相談	愛知県精神保健福祉センター 052-962-5377
ひきこもり・メンタルヘルスEメール相談	365日24時間	ひきこもりの状態にある本人やその家族	メール相談	愛知県精神保健福祉センター https://www.aichi-pref-email.jp/top.html

○アルコール・薬物等依存症に関する相談

相談名称等	相談日時等	対象	内容	連絡先
薬物・アルコール相談等	月～金曜 9時～17時	薬物・アルコールに問題がある方とその家族	薬物・アルコールに関する相談	三河ダルク 0532-52-8596
アルコールに関する相談	毎日	アルコールに問題がある方とその家族	アルコールに関する相談	豊橋はまゆう断酒友の会 0532-66-0965
	火・木・土曜 (祝日・年末年始を除く)			豊橋断酒会 0532-54-2649
AA	月・水・金曜 (祝日・年末年始を除く) 12時～17時	アルコールの問題を抱えた本人	アルコールの問題を抱えたご本人の会です。豊橋市でもミーティングをしています	AA 中部北陸セントラルオフィス 052-915-1602
アラノン家族グループ	月・火・木・金曜 (祝日・年末年始を除く) 10時～16時	アルコール依存症の家族や友人	アルコール依存症者の家族や友人の会です	アラノンジャパンGSO 03-5483-3313 http://www.alanon.or.jp/
アルコールに関する電話相談・面接相談	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 9時～12時 13時～16時 30分 (面接は予約制)	アルコールに問題がある方とその家族	アルコールに関する電話相談・面接相談	愛知県精神保健福祉センター 専用電話 052-951-5015
薬物依存に関する電話相談・面接相談	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 9時～12時 13時～16時 30分 (面接は予約制)	薬物依存症等の問題がある方とその家族	薬物問題一般に関するものや、本人への関わり方や対応の仕方、支援機関などの社会資源についての情報提供等	愛知県精神保健福祉センター 052-962-5377
ギャンブル等依存症に関する電話相談・面接相談	月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 9時～12時 13時～16時 30分 (面接は予約制)	ギャンブル等依存症の問題がある方とその家族	ギャンブル等依存症に関する電話相談・面接相談	愛知県精神保健福祉センター 専用電話 052-951-1722